

健発1201第2号
平成29年12月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針について

平成28年12月にがん対策基本法（平成18年法律第98号）が改正され、同法第17条において、国及び地方公共団体は、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること」等のために必要な施策を講ずることが規定されたところである。また、厚生労働省に設置された「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」等では、緩和ケアについては、がん患者以外の患者にも必要とされるため、がん以外の疾病に対する緩和ケアについてもそのようにすべきとの指摘があったところである。

このため、今般、がんその他の特定の疾病において適切に緩和ケアが提供されるよう、別添のとおり、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」を定め、平成30年4月1日より適用することとしたので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、当該病院等と連携する医療機関等、緩和ケア病棟を有する病院等及び関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段のご配慮をお願いする。

なお、本通知の適用に伴い、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）は、平成30年3月31日をもって廃止とすることとする。ただし、本通知に基づく新たな研修会の実施体制の整備に要する期間等を考慮し、平成31年3月31日までの期間については、なお従前の例によることのできるものとする。

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針

1 趣旨

平成 28 年 12 月にがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）が改正され、新たに同法第 15 条において、国及び地方公共団体は、緩和ケアについて、「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。」と定義された。また、同条においては、「医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずる」こととされた。更に、同法第 17 条においては、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することのために必要な施策を講ずる」ことが規定された。

こうしたことから、本指針では、がんその他の特定の疾病（以下「がん等」という。）において適切に緩和ケアが提供されるよう、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質を確保し、がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を修得することを目的とする。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、「e-learning」と「集合研修」で構成され、双方の修了をもって、緩和ケア研修会の修了とする。

ここでいう「e-learning」とは、情報通信機器を利用して緩和ケアに関する知識をオンライン学習で修得することをいい、「集合研修」とは、e-learning 修了者が、e-learning を修了後 2 年以内に所定の場所に集合し、実地に活かせる知識や技術、態度を修得するために症例の検討等による演習と討論（以下「グループ演習」という。）やロールプレイングによる演習を含むワークショップのことをいう。

3 実施主体

(1) e-learning

厚生労働省

(2) 集合研修

① 定期的開催を行う実施主体

(i) がん診療連携拠点病院

(ii) 特定領域がん診療連携拠点病院

いう。)

- ・ 平成 29 年度以降の厚生労働省委託事業である「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」を修了した者（以下「精神腫瘍学指導者研修会修了者」という。）
- イ 以下のすべての条件を満たす者であること。
 - ・ 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知の別添）における緩和ケア研修会を修了した者であること
 - ・ 国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」を修了した者又は平成 28 年度までの厚生労働省の委託事業である「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」を修了した者（当該者も「精神腫瘍学指導者研修会修了者」という。）であること
 - ・ 集合研修企画責任者のための講習を修了した者であること

集合研修企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映させ、地域のニーズを研修会の運用に役立てることとする。また、集合研修企画責任者は、集合研修の参加者が e-learning を実施した際の内容等を集合研修の企画における参考にすることが望ましい。ただし、別添 1 の標準プログラムの変更を行ってはならない。

(iii) 集合研修協力者

集合研修協力者とは、集合研修主催責任者又は集合研修企画責任者が集合研修に協力する能力を有すると判断した者であって、集合研修企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者のことをいい、多職種で構成されることが望ましい。

特に、(別添 1) (2) ②イ「がん患者等の療養場所の選択、地域における連携、在宅における緩和ケアの実際」の演習については、地域連携や在宅医療等に携わる者と共に地域の状況や多職種連携を反映することが望ましい。また、(別添 1) (2) ③ア「がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション」の演習については、精神腫瘍学指導者研修会修了者及びがん告知に関する経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。

(iv) 集合研修事務担当者

集合研修事務担当者とは、緩和ケア研修会の事務を担当し、e-learning 修了者の把握や確認、集合研修の募集、e-learning システムへの出入力、国や都道府県との緩和ケア研修会に関する事務を行う。ただし、(ii) の集合研修企画責任者が兼務しても差し支えはない。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添 1）に準拠したものとする。

等の身体的苦痛の緩和を含む。)

オ 消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和を含む。)

カ 不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア

キ せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア

ク がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定支援を含む。)

ケ がん患者等の療養場所の選択、地域における連携、在宅における緩和ケアの実際

コ アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケア

(ii) また、次に掲げる内容を受講者の選択により、学ぶことができるものとする。

ア がん以外に対する緩和ケア

イ 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア

ウ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア

エ 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和

オ 社会的苦痛に対する緩和ケア

6 緩和ケア研修会の修了証書

(1) e-learning 修了証書の交付について

e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式1)に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示させる。当該修了者は、これを印刷することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、印刷した e-learning 修了証書を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、送付された e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。

(2) 修了証書の交付について

厚生労働省健康局長は、緩和ケア研修会（e-learning 及び集合研修の双方）を修了した者に対して、(様式2)に準拠した修了証書を交付すること。

(3) 修了証書の発行手順等について

- ① 集合研修事務担当者は、集合研修開催の2か月前までに、(様式3)の確認依頼書、(様式4)の実施担当者一覧表及び(様式5)の集合研修進行表を、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- ② 都道府県がん対策担当課は、確認依頼書及び関係書類から当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、集合研修の1

した集合研修の修了者数その他の実績を厚生労働省がん・疾病対策課に報告しなければならない。

(4) 緩和ケアに関する学習の継続

緩和ケア研修会を修了した医療従事者は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を e-learning を利用するなどして継続的に修得していくよう努めることが望ましい。

- ④ 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和
- ⑤ 社会的苦痛に対する緩和ケア

(2) 集合研修について

集合研修は、e-learning 修了後2年以内に受講することができる。集合研修を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含まなければならない。また、研修の順序については問わないが、2日以内に実施し、研修が効果的に行われるように配慮すること。

- ① e-learning で学習した内容の復習及び質問等：45分以上
- ② グループ演習：180分以上
 - ア 全人的苦痛に対する緩和ケア（チームアプローチによる観点を含む。）
 - イ がん患者等の療養場所の選択、地域における連携、在宅における緩和ケアの実際
- ③ ロールプレイングによる演習：90分以上
 - ア がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション（患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定支援を含む。）
- ④ がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等において取り組まれているがん患者等への支援：15分以上

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(集合研修の名称) を修了したことを証します。

西暦 年 月 日

(主催者名) 印

(集合研修の名称) 主催者殿

本研修は「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1 2 0 1 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添) に準拠したものであり、緩和ケア研修会を修了したものであると認めます。

西暦 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

集合研修実施担当者一覧表

実施担当者の区分	氏名	所属	職種	その他 ¹⁾
集合研修主催 責任者				
集合研修企画 責任者				
集合研修 協力者 ²⁾				
集合研修事務 担当者				

- 1) 集合研修企画責任者においては、指導者研修会の受講年度、種別を記載すること。
(平成28年度以前の精神腫瘍学指導者研修会修了者は、集合研修企画責任者のための講習についても記載すること。)
- 2) 集合研修協力者は、多職種の方により構成されることが望ましい。

西暦 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

修了報告書

下記の医師について、「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠した緩和ケア研修会(集合研修)を修了したことを報告します。

記

- 1 集合研修の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：西暦 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 集合研修の実施担当者
 - (1) 集合研修主催責任者数： 名
 - (2) 集合研修企画責任者数： 名
 - (3) 集合研修協力者数： 名
 - (4) 集合研修事務担当者数： 名
- 5 集合研修の修了者
 - (1) 修了者の人数： 名(医師・歯科医師 名、それ以外の職種 名)
 - (2) 修了者番号、氏名、医籍登録番号、所属、所属科、職種並びに氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否：(様式7)のとおり